

住民基本台帳(一部)の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項, 住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき, 下記のとおり閲覧状況を公表します。

個人または法人の申出による住民基本台帳の閲覧状況一覧表 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

閲覧日	閲覧した機関などの名称		閲覧目的の概要	閲覧に係る住民の範囲(条件・地域)	
	実施機関	調査委託機関		地区	年齢など

※平成28年度の公表対象は該当ありません。

